保安林の指定の解除

農業振興地域の指定の解除 (四件)

農業振興地域の指定

自然公園法の規定による国定公園に関する公園事業の決

告

示

目

次

保安林予定森林にする旨の通知の掲示 保安林予定森林にする旨の通知

県営土地改良事業の換地計画の樹立 (二件)

告

土地改良事業の工事の完了

(芸北地域事務所)

(土地改良室)

四 三

人事委員会告示

遊技機の型式の検定の告示

公安委員会告示

験の合格者の受験番号

身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試 名簿の確定並びに合格者の第二次試験受験番号 島県職員採用選考資格認定 (高校卒業程度) 試験合格者 広島県職員採用 (高校卒業程度) 試験候補者名簿及び広



期

90 号

島 県

発行者 広 広島県総務部 総務管理局文書法制室

2,700円

広島県告示第九百七十六号 自然公園法 (昭和三十二年法律第百六十一号)

発行所 購読料 月 額

定

第

国定公園の公園事業の一部を次のとおり決定した。

第七条第四項の規定によって、

西中国·

Ш 地

平成十八年十一月二十七日

公園事業とする施設の名称等

広島県知

事

藤

田

雄

Щ

施

設

ത

名

称

位

置

(ヘクタール)施設の規模

八幡湿原自然再生施設

広島県山県郡北広島町

(八幡湿原)

七

六

位置図

(自然環境保全室)

(農業経営室)

:

次のとおりとする。

関係図面は広島県環境部環境対策局自然環境保全室及び北広

島町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は省略し、

(治

Щ

室

.... :...

: : : = ...

広島県告示第九百七十七号

よって、 農業振興地域の整備に関する法律 次の地域を農業振興地域に指定する。 (昭和四十四年法律第五十八号) 第六条第一

林局に備え置いて、 その関係図面は、 縦覧に供する。 広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県備北地域事務所農

平成十八年十一月二十七日

広島県知

事

藤

田

雄

Щ

四

名

兀

四

称 \boxtimes 域

告

示

項の規定に

当する土地の区域を除いた区域 (別図略)。林班番号の二三、二四、三三、三四、三八、六六、九四、一一七、一一八の区域) に該林班番号の二三、二四、三三、三四、三八、六一、九四、八二、四二、六一、作木村の一、七八、八〇から八四まで、八五のい、八八、九七、一〇一、一〇五のへ、一〇六、五、七八、八〇から八四まで、八五のい、八八、九七、一〇一、一〇五のへ、一〇六、五、七八、八〇から八四まで、八五のい、八八、九七、一〇一、

広島県告示第九百七十八号

よって、 その関係図面は、 農業振興地域の整備に関する法律 昭和四十五年広島県告示第三百号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。 広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県備北地域事務所農 (昭和四十四年法律第五十八号) 第七条第一項の規定に

林局に備え置いて、縦覧に供する。 平成十八年十一月二十七日

三次農業振興地域

三和農業振興地域

広島県告示第九百七十九号 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和四十四年法律第五十八号) 第七条第一項の規定に

す る。 よって、昭和四十五年広島県告示第九百八十四号で指定した次の農業振興地域の指定を解除

その関係図面は、 広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県備北地域事務所農

林局に備え置いて、 縦覧に供する。

平成十八年十一月二十七日

広島県知事 藤 田 雄

甲奴農業振興地域

吉舎農業振興地域

Ξ

三良坂農業振興地域

広島県告示第九百八十号

よって、昭和四十八年広島県告示第九百九号で指定した次の農業振興地域の指定を解除する。 その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県備北地域事務所農 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和四十四年法律第五十八号) 第七条第一項の規定に

林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十八年十一月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 Щ

君田農業振興地域

広島県告示第九百八十一号

よって、 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和四十四年法律第五十八号) 第七条第一項の規定に 昭和四十五年広島県告示第二百十九号で指定した次の農業振興地域の指定を解除す

林局に備え置いて、 その関係図面は、 縦覧に供する。 広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県備北地域事務所農

平成十八年十一月二十七日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

広島県知事

藤

田

雄

Ш

布野農業振興地域

広島県告示第九百八十二号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第二項の規定によって、

次の

とおり保安林の指定を解除する。 平成十八年十一月二十七日

解除に係る保安林の所在場所

三原市小泉町字平家山四二三の六二

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

Ξ 解除の理由

Щ

道路用地とするため

広島県告示第九百八十三号

林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定によって、

平成十八年十一月二十七日

保安林予定森林の所在場所

広島県知事

藤

田

雄

Щ

字大谷

次の森林を保安

山県郡安芸太田町大字加計字古森二〇六九の一、二〇七一の一、二〇七一の五、

山二六〇の一、二一六一

二 指定の目的

作木農業振興地域

広島県知事

藤

田

雄

Щ

指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

立木の伐採の限度 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

次のとおりとする。

太田町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び安芸

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定によって、次の森林を保安 広島県告示第九百八十四号

同法第三十条の規定による通知ができないので、 林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明のため、 内容を安芸太田町役場の掲示場に掲示した。 平成十八年十一月二十七日 同法第百八十九条の規定によって、

保安林予定森林の所在場所及び所有者の氏名 広島県知事

藤

田

雄

Ш

広

山県郡安芸	所
太田町大字	在
加計字大谷山	場
: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	所
井手口	所
上 吉 -	有
	者
	Ø
	氏
	名

= 指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法及び限度について

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第一項の規定よって、安芸

公

高田市高宮町所在の長瀬川地区 (梶矢工区) 県営土地改良事業 (区画整理事業) の換地計画 を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する

日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。 なお、この換地計画について不服がある者は、 縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五

定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第十項の 月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。 規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か また、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決

平成十八年十一月二十七日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

縦覧期間

平成十八年十一月二十七日から平成十八年十二月十八日まで

縦覧場所

通知の

安芸高田市役所高宮支所

高田市高宮町所在の長瀬川地区 (篠原工区) 県営土地改良事業 (区画整理事業) の換地計画 を定めたので、この換地計画書の写しを次により縦覧に供する 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定よって、安芸

日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。 なお、この換地計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五

規定に基づき、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か 月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。 定に不服がある者は、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第十項の また、同法第八十九条の二第四項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決

広島県知事 藤 田 雄

Щ

縦覧期間

平成十八年十一月二十七日

平成十八年十一月二十七日から平成十八年十二月十八日まで

縦覧場所

安芸高田市役所高宮支所

号) 第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。 次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五

平成十八年十一月二十七日

広島県芸北地域事務所長 森 下

幾

Ξ

北広島町	事
島町	業
	主
	体
庄原地区	地
	区
	名
農業用道	事
)路整備事	業
業	名
平成一	完
七年	了
+	年
月三〇	月
日日	日

広島県人事委員会告示第五号

考資格認定 (高校卒業程度) 試験合格者名簿を平成十八年十一月十五日に確定した。 試験の結果に基づく広島県職員採用 (高校卒業程度) 試験候補者名簿及び広島県職員採用選 なお、この試験の合格者の第二次試験受験番号は、次のとおりである。 広島県人事委員会は、平成十八年九月二十四日に実施した広島県職員採用 (高校卒業程度)

広島県人事委員会

委員長 丸 Щ

明

職員採用 (高校卒業程度) 試験候補者受験番号

平成十八年十一月二十七日

	行政(警察事務)職
	行政 (一般事務) 職
合格 者 受 験 番号 (受験番号順)	職種

職員採用選考資格認定 (高校卒業程度) 試験合格者受験番号

±	職
木	
職	種
IIOI	
	合
	格
	者
	受
	験
	番
	号
	(受験番号順

広島県人事委員会告示第六号

平成十八年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の合格者の受験番

号は、次のとおりである。

平成十八年十一月二十七日

広島県人事委員会 委員長 丸

Щ

明

警	_	職
察	般	
事	事	
務	務	種
五	1111	
	_	合
	七一	格
		者
		受
		験
		番
		号
		(受験番号順)

広島県公安委員会告示第99号

則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるの 次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規

で、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年11月27日

広島県公安委員会

敝

神	
丰	
溢	
Ш	
常	

6P0952	6P0938	6P0868	検番足合
o H	o H	告示の日 (平成18年 11月27日) から3年間	検定の有効 期間
o H	o H	おおめる機能をある。	
C R 奇跡 の電役キ ャプテン ロバート	O K A 小の の A を を を と と と と と と と と と と と と と と と と	C R 奇跡の電の電子 とプラン	型式名
l H	l H	豊丸産業株式会社 代表取締役 永野 裕豊 (愛知県名古屋市中村区 長戸井町三丁目12番地)	申請者名(住所)
TA D	H D	分回	製造業者名(住所)

6S0976	6S0924	6P1096	6P1068
	回	<u></u> Э	o H
a F	回胴式遊技 機	回上	回上
ガオガオ フェステ イバルS	ガオガオ フェステ イバル	CR. T RF-S HR	CRA. TRF- PH
l H	株式会社三共 代表取締役 毒島 秀行 (群馬県桐生市境野町六 丁目460番地)		株式会社サンセイアール アンドディ 代表取締役 梅村 義孝 (愛知県名古屋市中区丸 の内二丁目11番13号)
拉回	左同	左 同	左同